

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	電気供給業における発電側課金相当分を控除する収入割の特例措置の創設	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人事業税:義)(地方税3)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 —	
		《要望の内容》 発電事業者等が一般送配電事業者等に支払う発電側課金分に相当する額を控除する。 ※発電事業者が非収入金課税事業者である場合は、発電側課金分を特定して当該相当分を小売電気事業者等から控除する。	
		《関係条項》 地方税法 附則第9条第8項 地方税法施行令 附則第6条の2第2項	
5	担当部局	経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業制度企画室 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部電力産業基盤課 電力産業・市場室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和6年4月1日～令和10年3月31日 ※分析対象期間は、発電側課金の第1期間が令和6年度～令和9年度であることを踏まえたもの。	
7	創設年度及び改正経緯	—	
8	適用又は延長期間	恒久措置	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うことを目指す。 《政策目的の根拠》 我が国は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩み一方で、再エネの導入拡大等による系統連系ニーズの拡大や、経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化に伴う修繕・取替等の対応の増大など、送配電関連費用を押し上げる方向での変

			化が生じている。こうした環境変化に対応しつつ、託送料金を最大限抑制するためには、一般送配電事業者による経営効率化等の取組を進めることに加え、これまで整備されてきた送配電網の効率的な利用を促すことが重要であることから、2024年度から発電側課金の導入が決定された(総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会「今後の電力政策の方向性について中間とりまとめ(2023年2月)」)。								
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進								
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 システムを効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うことを目指す。								
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一般の競争下にある企業と同様の税制とし、課税の公平性を確保することで、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、システムを効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うことを目指す。								
10	有効性等	① 適用数	<p style="text-align: right;">適用事業者数</p> <table border="0"> <tr><td>令和6年度(見込)</td><td>1,192</td></tr> <tr><td>令和7年度(見込)</td><td>1,192</td></tr> <tr><td>令和8年度(見込)</td><td>1,192</td></tr> <tr><td>令和9年度(見込)</td><td>1,192</td></tr> </table> <p>※令和6年度(見込)の内訳 「令和5年8月1日時点における発電事業者の届出数」:1084 +「非収入金課税事業者となる場合を全発電事業者数の1割と仮定した数」:108 =「適用事業者数」:1192</p> <p>※令和7年度以降について、発電事業者は新規届出だけでなく廃止する者が一定数存在することから、令和6年度と同様の数値としている。</p>	令和6年度(見込)	1,192	令和7年度(見込)	1,192	令和8年度(見込)	1,192	令和9年度(見込)	1,192
令和6年度(見込)		1,192									
令和7年度(見込)		1,192									
令和8年度(見込)	1,192										
令和9年度(見込)	1,192										
	② 適用額	<p style="text-align: right;">適用額(百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>令和6年度(見込)</td><td>424,160</td></tr> <tr><td>令和7年度(見込)</td><td>424,160</td></tr> <tr><td>令和8年度(見込)</td><td>424,160</td></tr> <tr><td>令和9年度(見込)</td><td>424,160</td></tr> </table> <p>※令和7年度以降について、発電事業者は新規届出だけでなく廃止する者が一定数存在することから、令和6年度と同様の数値としている。</p>	令和6年度(見込)	424,160	令和7年度(見込)	424,160	令和8年度(見込)	424,160	令和9年度(見込)	424,160	
令和6年度(見込)	424,160										
令和7年度(見込)	424,160										
令和8年度(見込)	424,160										
令和9年度(見込)	424,160										
	③ 減収額	<p style="text-align: right;">減収額(百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>令和6年度(見込)</td><td>4,454</td></tr> <tr><td>令和7年度(見込)</td><td>4,454</td></tr> <tr><td>令和8年度(見込)</td><td>4,454</td></tr> <tr><td>令和9年度(見込)</td><td>4,454</td></tr> </table> <p>※以下のとおり計算。他方、令和7年度以降について、発電事業者は新規届出だけでなく廃止する者が一定数存在することから、令和6年度と同</p>	令和6年度(見込)	4,454	令和7年度(見込)	4,454	令和8年度(見込)	4,454	令和9年度(見込)	4,454	
令和6年度(見込)	4,454										
令和7年度(見込)	4,454										
令和8年度(見込)	4,454										
令和9年度(見込)	4,454										

			<p>様の数値としている。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">適用額</td> <td style="text-align: center;">事業税率</td> <td style="text-align: center;">減収額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度(見込)</td> <td style="text-align: center;">424,160 × 1.05</td> <td style="text-align: center;">= 4,454</td> </tr> </table>	適用額	事業税率	減収額	令和6年度(見込)	424,160 × 1.05	= 4,454
適用額	事業税率	減収額							
令和6年度(見込)	424,160 × 1.05	= 4,454							
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 課税の公平性が図られることにより、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うことに繋がる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 他の事業との間での課税の公平性が図られることから、電気事業への参入促進及び市場における競争促進に寄与することが期待される。</p>						
		⑤ 租税減を是認する理由等	本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(電気事業)に対する「課税の公平性」を確保するものである。						
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、税制措置により支援することが適当である。						
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。						
		③ 地方公共団体が協力する相当性	他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、当該他の一般の事業との「課税の公平性」を確保する本措置は妥当である。						
12	有識者の見解		—						
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—						

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		電力広域的運営推進機関が徴収する拠出金を控除する収入割の特例措置の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税:義(地方税 4)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、容量市場における小売電気事業者等から電力広域的運営推進機関に対して支払われる容量拠出金について、小売電気事業者等の課税標準たる収入金額から控除する措置(恒久)、及び電源入札等における一般送配電事業者等から電力広域的運営推進機関に対して支払われる電源入札拠出金について、一般送配電事業者等の課税標準たる収入金額から控除する措置(恒久)を創設する。
			《関係条項》 —
5	担当部局		資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和6年4月1日～令和9年3月31日
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		恒久(本要望は電気供給業に適用されている収入金課税に起因して生じるものであり、別途要望している「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要である。)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (容量市場に係る措置) 全国の供給力の確保は原則として容量市場において行うこととしている。容量市場では、供給力はオークションで募集され、落札した発電事業者に対しては供給力の対価として、容量確保契約金が支払われるが、当該契約金の原資は、小売電気事業者等から広域機関が徴収する容量拠出金となっている。 小売電気事業者等が電力を販売するために仕入れた電力の支払に相当する金額は、事業税の課税標準である収入金額から控除する対象であることが地方税法施行令で定められている。他方、小売電気事業者等が負担する容量拠出金は、収入金額から差し引くことができないため、特例措置の創設を通じて二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、制度の円滑な実施を図り、電力の

		<p>安定供給の確保を目指す。</p> <p>(電源入札・予備電源に係る措置)</p> <p>電源入札・予備電源制度についても、一般送配電事業者等が負担する電源入札拠出金は、地方税法施行令に規定されておらず収入金額から差し引くことができないため、特例措置の創設を通じて二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、制度の円滑な実施を図り、電力の安定供給の確保を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>(容量市場に係る措置)</p> <p>○第6次エネルギー基本計画(2021年10月22日閣議決定)</p> <p>5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応</p> <p>(11)エネルギーシステム改革の更なる推進</p> <p>①脱炭素化の中での安定供給の実現に向けた電力システムの構築に向けた取組</p> <p>(a)供給力確保のための強化策及び枠組の検討</p> <p>自由化前は、地域独占と規制料金により費用回収が保証された旧一般電気事業者が、需要に合わせて必要となる発電設備(kW)や燃料(kWh)を計画的に確保していたが、自由化の進展と卸電力市場取引の増加に伴い、短期的な卸電力市場をベースとした競争の中で、採算性の悪化する電源の退出が進展し、新規投資も停滞している。</p> <p>(略)</p> <p>設備容量(kW)確保の観点では、追加的な供給力の確保や電源の過度な退出の防止に向けた対応策の検討を進めるとともに、4年後に必要な供給力を事前のオークションにより効率的に確保する容量市場について、その着実な運用を行いつつ、効率性の更なる向上に向けて不断の見直しを行う。</p> <p>(容量市場、電源入札・予備電源に係る措置)</p> <p>○GX実現に向けた基本方針(2023年2月10日閣議決定)</p> <p>2. エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組</p> <p>(2)今後の対応</p> <p>5)カーボンニュートラルの実現に向けた電力・ガス市場の整備</p> <p>電力システム改革については、需要家の選択肢の拡大や広域的電力供給システムの形成といった成果が見られる一方、火力発電所の休廃止や原子力発電所の再稼働の遅れなどによる供給力不足や需要家保護の観点からの小売電気事業の規律強化など制度設計上の課題も存在する。</p> <p>そのため、供給力確保に向けて、2024年度開始予定の容量市場を着実に運用するとともに、休止電源の緊急時等の活用を見据えた予備電源制度、長期脱炭素電源オークションを通じ、安定供給の実現や、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(2023年6月16日閣議決定)</p> <p>2. GX・エネルギー安全保障</p> <p>(1)エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組</p>
--	--	---

			<p>⑤カーボンニュートラルの実現に向けた電力・ガス市場の整備 供給力確保に向けて、来年度開始予定の容量市場を着実に運用するとともに、休止電源の緊急時等の活用を見据えた予備電源制度、長期脱炭素電源オークションを通じ、安定供給の実現や、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (容量市場に係る措置) 容量市場の着実な運用を通じ、小売事業者は将来の供給力を確実に確保し、発電事業者は費用を適切に回収して発電設備を維持すること。</p> <p>(電源入札・予備電源に係る措置) 電源入札等の円滑な実施により、供給力不足が明らかになり、かつあらゆる手段を尽くしてもなお不足している場合における「供給力」を確保すること。また、供給力不足に備えて、一定期間内に再稼働できる休止電源を「準供給力」として維持すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (容量市場に係る措置) 上記達成目標の実現により、小売事業者間の公正な競争を促進しつつ、電力の安定供給確保につながると考えられる。</p> <p>(電源入札・予備電源に係る措置) 上記達成目標の実現により、供給力不足に円滑に対応することが可能となり、電力の安定供給確保につながると考えられる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p><小売電気事業者> 2023年度(見込) 730社 2024年度(見込) 730社 2025年度(見込) 730社 2026年度(見込) 730社</p> <p><一般送配電事業者> 2023年度(見込) 9社 2024年度(見込) 9社 2025年度(見込) 9社 2026年度(見込) 9社</p> <p>※小売電気事業者について、事業者数の増加は一服し、新規登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、2024年度以降は2023年度と同様の数値としている。 ※一般送配電事業者について、容量市場に参入していない沖縄電力を除き、9社としている。また、今後の増加・減少は見込まれないため、2024年度以降は2023年度と同様の数値としている。 ※配電事業者については、2023年9月時点で0社であること、将来にわたり新規に参入・撤退する配電事業者を推定することは困難であることから適用事業者数には含めていない。</p>

		② 適用額	[初年度(2024年度)推計]▲1,612,741 [2025年度推計]▲559,501 [2026年度推計]▲923,751 (単位:百万円)
		③ 減収額	[初年度(2024年度)推計]▲12,370 [2025年度推計]▲4,389 [2026年度推計]▲7,242 (単位:百万円)
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本特例措置を通じ、容量拠出金・電源入札拠出金を拠出する小売事業者・一般送配電事業者等にとって、容量市場・電源入札等の導入前後での課税対象に関する公平性が担保され、制度運用の円滑化が図られるため、電力の安定供給確保につながると考えられる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特別措置がなされない場合、容量拠出金・電源入札拠出金を拠出する小売事業者・一般送配電事業者等にとって、容量市場・電源入札等の導入前後での課税対象に関する公平性が担保されず、制度運用の円滑化が阻害され、電力の安定供給確保に悪影響を及ぼし得ると考えられる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(電気事業)に対する「課税の公平性」を確保するものである。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特別措置は、小売電気事業者・一般送配電事業者等に対する二重課税を回避すべく要望するため、税制措置を講じることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似の政策目的に係る支援措置として、「電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置(地方税・法人事業税)」が存在するが、本特別措置の対象である容量拠出金及び電源入札拠出金は、託送料金とは別に小売電気事業者・一般送配電事業者等が負担する費用であるため、代替されない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特別措置の目的である電力の安定供給確保は、あらゆる地域・地方公共団体にとって必要不可欠と考えられる。
12	有識者の見解		—




13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	—
----	------------------------	---

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	(一社)日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の恒久化	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税:義(地方税 9)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 電気事業者が卸電力取引所において、電力の買い入札と売り入札を同時に行っている場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額(同一法人内の自己約定分の買い約定価格に限る)に相当する金額を収入金から控除できる特例制度を創設した。	
		《要望の内容》 当該措置の恒久化を要望する。	
		《関係条項》 地方税法 第 72 条の 12 附則 第 9 条第 19 項 地方税法施行令 第 22 条 附則 第 6 条の 2	
5	担当部局	経済産業省電力・ガス取引監視等委員会 取引制度企画室 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 5 年度 分析対象期間: 令和 3 年度～令和 8 年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成 30 年度 創設	
8	適用又は延長期間	恒久	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 間接オークション制度利用における支障となっている卸電力取引所を通じた自己約定における二重課税を解消し、広域メリットオーダーの達成を促進する。 〔参考〕 ○電力システムに関する基本方針(平成 25 年 4 月閣議決定)」に基づく電気事業法の改正により(平成 26 年 6 月 11 日関連法案成立)、平成 28 年 4 月より、電力小売市場が完全自由化されたが、電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、全国大で限界費用の安い順で電源が稼働する、広域メリットオーダーの達成が必要とされている。他方で、平成 30 年 9 月以前においては、地域間の連系線利用ルールとして「先着優先ルール」が存在し、これにより連系線の空き容量が十分でない場合には連系線を利用できないため、広域メリットオーダーの達成

			<p>への障壁となっていた。</p> <p>○こうした状況を踏まえ、平成 30 年 10 月に、コストの安い電源順に送電することを可能とする間接オークション制度が導入され、公平な競争環境の下での連系線のより効率的な利用、そして広域メリットオーダーの達成を促進してきた。</p> <p>○一方で、小売事業者から需要家への電力販売による収入に基づき課税標準を計算するに当たり、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額については、卸電力取引所経由のものも含めて、課税標準から控除できる一方で、同じく卸電力取引所経由の電気の購入であり、経済的には実態の変わらない自己約定のみ二重課税が発生することは、課税の公平性を阻害することとなると考えられる。</p> <p>《政策目的の根拠》 「電力システムに関する改革方針(平成 25 年 4 月 2 日閣議決定)」において、「主要な改革内容」の一つとして、「2.小売及び発電の全面自由化」を掲げている。 また「電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ(平成 29 年 2 月)」において、「現行連系線利用ルールを「先着優先」から市場原理に基づきスポット市場を介して行う「間接オークション」へと変更することを軸とする」旨が記載されている。</p>																								
	②	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進																								
	③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 間接オークション制度の利用に伴う卸電力取引所を通じた自己約定の発生について、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額は課税標準から控除できる一方で、経済的には実態の変わらない取引所を通じた自己約定のみ二重課税が発生することは、課税の公平性を阻害することと考えられるため、当該状況を是正する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 課税の公平性確保により、間接オークション制度利用における障壁が解消されるため、広域メリットオーダーの達成が促進される。</p>																								
10	有効性等	① 適用数	<p>本措置の対象となる自己約定にあたる取引量の推移は以下のとおり。</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万 kWh)</p> <table border="1" data-bbox="598 1769 1412 1960"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和 2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td>実績</td> <td>実績</td> <td>見込み</td> <td>見込み</td> <td>見込み</td> <td>見込み</td> <td>見込み</td> </tr> <tr> <td>適用数</td> <td>5,354</td> <td>35,692</td> <td>35,692</td> <td>35,692</td> <td>35,692</td> <td>35,692</td> <td>35,692</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算出根拠】</p>	年度	令和 2	3	4	5	6	7	8	区分	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み	適用数	5,354	35,692	35,692	35,692	35,692	35,692	35,692
年度	令和 2	3	4	5	6	7	8																				
区分	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み																				
適用数	5,354	35,692	35,692	35,692	35,692	35,692	35,692																				

		<p>1. 令和2年度及び令和3年度分については、適用額の実績額(地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第211回国会提出))を当該年度のスポット市場におけるシステムブライズ平均単価で割り戻して適用量を推計。</p> <p>2. 令和4年度以降分については、令和3年度並みになると仮定し計上。</p> <p>〔出所〕 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第211回国会提出)</p>																								
	<p>② 適用額</p>	<p>本措置の適用の対象となる自己約定額の推移は以下のとおり。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="596 712 1406 831"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td>実績</td> <td>実績</td> <td>見込み</td> <td>見込み</td> <td>見込み</td> <td>見込み</td> <td>見込み</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>60,020</td> <td>480,410</td> <td>480,410</td> <td>480,410</td> <td>480,410</td> <td>480,410</td> <td>480,410</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔備考〕</p> <p>1. 令和2年度及び令和3年度分については、適用額の実績額(地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第211回国会提出))を計上。</p> <p>2. 令和4年度以降の自己約定額については、令和3年度並みになると仮定し計上。</p> <p>〔出所〕 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第211回国会提出)</p>	年度	令和2	3	4	5	6	7	8	区分	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み	適用額	60,020	480,410	480,410	480,410	480,410	480,410	480,410
年度	令和2	3	4	5	6	7	8																			
区分	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み																			
適用額	60,020	480,410	480,410	480,410	480,410	480,410	480,410																			
	<p>③ 減収額</p>	<p>本措置は二重課税を見直すものであり、減収額は生じないと考えられるものの、仮に本措置が無い場合(二重課税が生じる場合)の税収と本措置がある場合(二重課税が回避される場合)の差額を減収額と考えると、本措置の適用による法人事業税の減収額は以下のとおり推定される。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="596 1541 1406 1693"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td>実績</td> <td>実績</td> <td>見込み</td> <td>見込み</td> <td>見込み</td> <td>見込み</td> <td>見込み</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>630</td> <td>5,044</td> <td>5,044</td> <td>5,044</td> <td>5,044</td> <td>5,044</td> <td>5,044</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔備考〕</p> <p>1. 令和2年度及び令和3年度分については、適用額の実績額(地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第211回国会提出))を計上したうえで、税率1.05%を掛け合わせ算出。</p> <p>2. 令和4年度以降の減収額については、令和3年度並みになると仮定し計上。</p>	年度	令和2	3	4	5	6	7	8	区分	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み	減収額	630	5,044	5,044	5,044	5,044	5,044	5,044
年度	令和2	3	4	5	6	7	8																			
区分	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み																			
減収額	630	5,044	5,044	5,044	5,044	5,044	5,044																			

			〔出所〕 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第211回国会提出)															
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>本施策の効果をマクロの定量指標で評価することは困難であるが、例えば、第1回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会「資料5今後の市場整備の方向性について」のページ10に記載の「連系線利用状況イメージ」(以下抜粋)を例にとると、間接オークションの導入により、「利用計画4(25円/kWh)」ではなく「利用計画5(5円/kWh)」が使われるようになり、差額20(=25-5)円/kWh分コストが減り、広域メリットオーダーに寄与することになる。</p> <p>また、本措置により、卸取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避したことで、課税の公平性を阻害となる事象を是正している。</p> <p style="text-align: center;"><連系線利用状況イメージ> (4つの利用計画分を送電できる容量があると仮定) ①~④は優先順位</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① 利用計画1 (8円/kWh)</td></tr> <tr><td>② 利用計画2 (10円/kWh)</td></tr> <tr><td>③ 利用計画3 (7円/kWh)</td></tr> <tr><td>④ 利用計画4 (25円/kWh)</td></tr> <tr><td>利用計画5 (5円/kWh)</td></tr> <tr><td>利用計画6 (17円/kWh)</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(現状: 先着優先)</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">  </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>③ 利用計画1 (8円/kWh)</td></tr> <tr><td>④ 利用計画2 (10円/kWh)</td></tr> <tr><td>② 利用計画3 (7円/kWh)</td></tr> <tr><td>利用計画4 (25円/kWh)</td></tr> <tr><td>① 利用計画5 (5円/kWh)</td></tr> <tr><td>利用計画6 (17円/kWh)</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(今後: 間接オークション)</p> </td> </tr> </table> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本措置により、卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避することで、課税の公平性を確保している。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① 利用計画1 (8円/kWh)</td></tr> <tr><td>② 利用計画2 (10円/kWh)</td></tr> <tr><td>③ 利用計画3 (7円/kWh)</td></tr> <tr><td>④ 利用計画4 (25円/kWh)</td></tr> <tr><td>利用計画5 (5円/kWh)</td></tr> <tr><td>利用計画6 (17円/kWh)</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(現状: 先着優先)</p>	① 利用計画1 (8円/kWh)	② 利用計画2 (10円/kWh)	③ 利用計画3 (7円/kWh)	④ 利用計画4 (25円/kWh)	利用計画5 (5円/kWh)	利用計画6 (17円/kWh)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>③ 利用計画1 (8円/kWh)</td></tr> <tr><td>④ 利用計画2 (10円/kWh)</td></tr> <tr><td>② 利用計画3 (7円/kWh)</td></tr> <tr><td>利用計画4 (25円/kWh)</td></tr> <tr><td>① 利用計画5 (5円/kWh)</td></tr> <tr><td>利用計画6 (17円/kWh)</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(今後: 間接オークション)</p>	③ 利用計画1 (8円/kWh)	④ 利用計画2 (10円/kWh)	② 利用計画3 (7円/kWh)	利用計画4 (25円/kWh)	① 利用計画5 (5円/kWh)	利用計画6 (17円/kWh)
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① 利用計画1 (8円/kWh)</td></tr> <tr><td>② 利用計画2 (10円/kWh)</td></tr> <tr><td>③ 利用計画3 (7円/kWh)</td></tr> <tr><td>④ 利用計画4 (25円/kWh)</td></tr> <tr><td>利用計画5 (5円/kWh)</td></tr> <tr><td>利用計画6 (17円/kWh)</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(現状: 先着優先)</p>	① 利用計画1 (8円/kWh)	② 利用計画2 (10円/kWh)	③ 利用計画3 (7円/kWh)	④ 利用計画4 (25円/kWh)	利用計画5 (5円/kWh)	利用計画6 (17円/kWh)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>③ 利用計画1 (8円/kWh)</td></tr> <tr><td>④ 利用計画2 (10円/kWh)</td></tr> <tr><td>② 利用計画3 (7円/kWh)</td></tr> <tr><td>利用計画4 (25円/kWh)</td></tr> <tr><td>① 利用計画5 (5円/kWh)</td></tr> <tr><td>利用計画6 (17円/kWh)</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(今後: 間接オークション)</p>	③ 利用計画1 (8円/kWh)	④ 利用計画2 (10円/kWh)	② 利用計画3 (7円/kWh)	利用計画4 (25円/kWh)	① 利用計画5 (5円/kWh)	利用計画6 (17円/kWh)				
① 利用計画1 (8円/kWh)																		
② 利用計画2 (10円/kWh)																		
③ 利用計画3 (7円/kWh)																		
④ 利用計画4 (25円/kWh)																		
利用計画5 (5円/kWh)																		
利用計画6 (17円/kWh)																		
③ 利用計画1 (8円/kWh)																		
④ 利用計画2 (10円/kWh)																		
② 利用計画3 (7円/kWh)																		
利用計画4 (25円/kWh)																		
① 利用計画5 (5円/kWh)																		
利用計画6 (17円/kWh)																		
		⑤ 税収減を是認する理由等	本措置は二重課税となることを避けるものであり、新たに税収減が生じることはないと考えられる。															
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	卸電力取引所における同一法人内の自己約定について支払った金額分については、電気供給業を行う他社からの電気の購入に該当しないため、現行の地方税施行令第22条が適用されず、経済的な二重課税が発生することになる。本件は二重課税を防ぐための措置であり、当該租税特別措置をとることが適切である。															
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。															

		③ 地方公共団体が協力する相当性	本件は二重課税を防ぐための措置であり、当該租税特別措置を実施したとしても新たに税収減が発生するとは考えられない。
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年8月(R2 経産 13)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	電気事業者の分社化に伴い外部化したグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税:義(地方税 14)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 2020年の法的分離に伴う分社化により不可避免的に外部化されたグループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額について、電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、上記収入金額を控除する。	
		《要望の内容》 適用期限を5年間延長する。	
		《関係条項》 地方税法 附則第9条第20項 地方税法施行令 附則第6条の2 等	
5	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和5年8月	
7	創設年度及び改正経緯	平成31年度 創設	
8	適用又は延長期間	5年間 (法的分離に伴う不可避免的な追加の税負担は、電気供給業に適用されている収入金課税に起因して生じるものであり、別途要望している「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要である。)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 電力システム改革に関しては、「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月閣議決定)に基づき数次の制度整備が講じられており、その一環として、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年6月成立)に基づき、令和2年4月1日以降、一般送配電事業者は小売電気事業又は発電事業を営んではならないこととされたところ(いわゆる「法的分離」)。 法的分離後のグループ会社間取引については、適正な競争関係を阻害しない観点から行為規制が行われることとなっており、安定供給の確保等の観点から、必要な範囲に限り例外的に当該取引の料金について、収入金額の算定から控除する特例措置が平成31年度から5年間の期間で講じられたところ。 他方、電力の安定供給の確保に資するよう、効率化によって資金を確	

			<p>保し、設備更新・修繕等の安定供給に資する取り組みとしてのグループ間取引は、今後も継続することが想定されることから、本措置の延長を要望する。</p> <p>《政策目的の根拠》 「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月閣議決定)に基づく電気事業法の改正により、平成32年4月1日以降、一般送配電事業者は小売電気事業又は発電事業を営んではならないこととされている。 また、法的分離後に伴う行為規制の例外となる取引については、経済産業省令において定められるため、本措置の対象となる取引に事業者の恣意性は含まれない。</p>																							
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進																							
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2020年の法的分離に伴う分社化により不可避免的に外部化されたグループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額による追加的な税負担を控除し、電力の安定供給等を確保すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2020年の法的分離に伴う分社化により不可避免的に外部化されたグループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額について、電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、上記収入金額を控除することで、電気の安定供給に必要な取引を躊躇させず、安定供給を確保する。</p>																							
10	有効性等	① 適用数	22社(旧一般電気事業者及び電源開発株式会社並びにそれぞれから分社化した社)																							
		② 適用額	<p>本措置の適用の対象となるグループ会社間取引の額の推移は以下のとおり。</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度 区分</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>201,675</td> <td>190,739</td> <td>190,739</td> <td>190,739</td> <td>190,739</td> <td>190,739</td> <td>190,739</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考] 1. 令和2年度及び令和3年度分の適用額は、各社よりヒアリングしたものである。 2. 令和4年度以降のグループ会社間取引額については、令和3年度並みになると仮定し計上。</p>	年度 区分	令和2	3	4	5	6	7	8	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み	適用額	201,675	190,739	190,739	190,739	190,739	190,739	190,739
年度 区分	令和2	3	4		5	6	7	8																		
	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み																			
適用額	201,675	190,739	190,739	190,739	190,739	190,739	190,739																			
		③ 減収額																								

			<p>本措置の適用の対象となるグループ会社間取引の減収額の推移は以下のとおり。</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度 区分</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>2,217</td> <td>2,078</td> <td>1,589</td> <td>1,589</td> <td>1,589</td> <td>1,589</td> <td>1,589</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考] 1. 令和2年度及び令和3年度分の減収額は、各社よりヒアリングしたものである。 2. 令和4年度以降のグループ会社間取引額については、令和3年度並みになると仮定し計上。</p>	年度 区分	令和2	3	4	5	6	7	8	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み	減収額	2,217	2,078	1,589	1,589	1,589	1,589	1,589
年度 区分	令和2	3	4		5	6	7	8																		
	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み																			
減収額	2,217	2,078	1,589	1,589	1,589	1,589	1,589																			
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 —</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 追加的な税負担を回避することで、電力の安定供給等に必要な取引を電力会社に躊躇させず、電気の安定供給をより確実に確保する。</p>																							
		⑤ 税収減を是認する理由等	—																							
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	法的分離に伴う分社化により不可避免的に外部化されたグループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額は、法的事由により追加的に負担を求めるものであるから、追加的な負担を回避する本措置は妥当である。																							
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。																							
		③ 地方公共団体が協力する相当性	追加的な税負担を回避することで、電力の安定供給等に必要な取引を電力会社に躊躇させず、電気の安定供給をより確実に確保する観点から、本措置は妥当である。																							
12	有識者の見解		—																							
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成28年8月																							

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(鉱さいバラス製造業)	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(軽油引取税:外)(地方税15) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 鉱さいバラス製造業を営む者(中小事業者等に限る)の事業場内においてもつばら鉱さいの破碎、鉱さいバラスの集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に供する軽油について、1klにつき32,100円(32.1円/l)の課税免除の延長	
		《要望の内容》 上記用途に供される軽油に係る軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長	
		《関係条項》 根拠条項：地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項	
5	担当部局	製造産業局 金属課 金属技術室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和5年8月 分析対象期間：令和6年度～8年度	
7	創設年度及び改正経緯	昭和39年度(創設) 課税免除対象用途は「鉱さいバラスの集積等のために使用する機械の動力源」 平成21年度税制改正により軽油引取税は目的税(道路特会財源)から普通税に改められたことにより、使途制限が廃止。課税免除措置については3年間(平成21年度～平成23年度末)存続。さらに、平成24年度、平成27年度、平成30年度税制改正において、それぞれ3年間存続。令和3年度税制改正において、適用対象を中小事業者等に限定した上、課税免除措置を3年間存続。	
8	適用又は延長期間	3年間(令和6年度～8年度)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ものづくり産業における基礎物資である鋼材の安定的な供給、安全・安心な国民生活や環境問題の解決につながるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現する。また、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO2排出削減を促進する。 《政策目的の根拠》 幅広い産業で活用される鋼材の生産工程において必然的に生じる副産物である鉱さいを再生資源に利用できるよう加工する鉱さいバラス製造業は、その多くが中小企業者であり、我が国の基幹産業である鉄

			鋼業の発展を支える重要な位置づけを担っている。また、鉱さいパラスは平成 12 年に制定されたグリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」として指定され、土木資材として全国各地で有効利用されており、省資源・省エネルギーの観点からリサイクル材としての役割はますます重要となってきた。																								
		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展																								
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 鉱さいパラス製造業の経営安定及びセメント材料等へのリサイクルを通じた資源有効利用の促進、省エネルギー・省資源、CO2 排出削減。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 鉱さいパラスのセメント材料等への広範な有効利用により、鉄鋼製造工程で生成される鉱さいのリサイクル率は 99%となっており、また、高炉セメントへの利用により、当該高炉セメントは通常のセメントに比べて CO2 排出量を 40%削減出来ることから(高炉セメントの年間生産量は 1 千百万トン程度)、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用の促進が図られている。</p>																								
10	有効性等	① 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>軽油使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>26 件</td> <td>15,511KL</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>10 件</td> <td>4,299KL</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>10 件</td> <td>3,904KL</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>10 件</td> <td>4,199KL</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> <td>10 件</td> <td>4,199KL</td> </tr> <tr> <td>令和 7 年度</td> <td>10 件</td> <td>4,199KL</td> </tr> <tr> <td>令和 8 年度</td> <td>10 件</td> <td>4,199KL</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和 5～8 年度は推計値(鐵鋼スラグ協会調べ)</p>		件数	軽油使用量	令和 2 年度	26 件	15,511KL	令和 3 年度	10 件	4,299KL	令和 4 年度	10 件	3,904KL	令和 5 年度	10 件	4,199KL	令和 6 年度	10 件	4,199KL	令和 7 年度	10 件	4,199KL	令和 8 年度	10 件	4,199KL
	件数	軽油使用量																									
令和 2 年度	26 件	15,511KL																									
令和 3 年度	10 件	4,299KL																									
令和 4 年度	10 件	3,904KL																									
令和 5 年度	10 件	4,199KL																									
令和 6 年度	10 件	4,199KL																									
令和 7 年度	10 件	4,199KL																									
令和 8 年度	10 件	4,199KL																									
		② 適用額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>26 件</td> <td>5.0 億円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>26 件</td> <td>4.9 億円</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>26 件</td> <td>5.0 億円</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>10 件</td> <td>1.4 億円</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>10 件</td> <td>1.3 億円</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>10 件</td> <td>1.4 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和 5 年度は推計値 (鐵鋼スラグ協会調べ)</p>		件数	減収額	平成 30 年度	26 件	5.0 億円	令和元年度	26 件	4.9 億円	令和 2 年度	26 件	5.0 億円	令和 3 年度	10 件	1.4 億円	令和 4 年度	10 件	1.3 億円	令和 5 年度	10 件	1.4 億円			
	件数	減収額																									
平成 30 年度	26 件	5.0 億円																									
令和元年度	26 件	4.9 億円																									
令和 2 年度	26 件	5.0 億円																									
令和 3 年度	10 件	1.4 億円																									
令和 4 年度	10 件	1.3 億円																									
令和 5 年度	10 件	1.4 億円																									
		③ 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>26 件</td> <td>5.0 億円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>26 件</td> <td>4.9 億円</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>26 件</td> <td>5.0 億円</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>10 件</td> <td>1.4 億円</td> </tr> </tbody> </table>		件数	減収額	平成 30 年度	26 件	5.0 億円	令和元年度	26 件	4.9 億円	令和 2 年度	26 件	5.0 億円	令和 3 年度	10 件	1.4 億円									
	件数	減収額																									
平成 30 年度	26 件	5.0 億円																									
令和元年度	26 件	4.9 億円																									
令和 2 年度	26 件	5.0 億円																									
令和 3 年度	10 件	1.4 億円																									

			令和4年度	10件	1.3億円	
			令和5年度	10件	1.4億円	
			令和5年度は推計値（鐵鋼スラグ協会調べ）			
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>鉱さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に大きく貢献している。（鉄鋼製造工程で生成される鉱さいの約99%が鉱さいバラスとしてリサイクルされている）。</p> <p>（実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄鋼製造工程で生成される鉱さいのリサイクル率 99.4%（令和4年度） ・鉄鋼製造工程で生成される鉱さいによって削減されるCO2排出量 307万t（令和4年度） <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本措置により、鉱さいバラスの破碎、集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に使用される軽油に係る軽油引取税の課税が免除され、事業者の経営安定の確保と低廉かつ安定的な鋼材の供給が図られている。</p>			
		⑤ 税収減を是認する理由等	セメント、コンクリート骨材、道路路盤材等の材料として、安定的な鉱さいバラスの供給が、リサイクルを通じた省エネルギー・省資源・CO2削減に寄与している。			
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置が廃止され、軽油に課税された場合、その多くが中小企業者である鉱さいバラス製造業者の経営が悪化し、鉱さいの安定的なリサイクルが行われなくなるおそれがあり、こうした状況を回避するためにも、本制度は妥当である。また、鉱さいバラスは、セメント材料等として、石炭・石灰石の節約、省エネルギー、CO2排出量の削減に大きく寄与するとともに、平成12年に制定されたグリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」にも指定されており、リサイクル材としての役割は極めて重要である。			
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はなし。			
		③ 地方公共団体が協力する相当性	リサイクル材として安定的な鉱さいの利用は、最終処分される廃棄物の削減となり、地方公共団体が行う廃棄物処理の負担軽減に寄与する。			
12	有識者の見解					
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	評価実施時期：令和2年9月				

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(生コンクリート製造業)	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(軽油引取税:外)(地方税)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 生コンクリート製造業を営む者の事業場内において、専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフト等の機械の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき 32,100 円(32.1 円/L)の課税を免除する。	
		《要望の内容》 措置の適用期限を 3 年間延長し、令和 9 年 3 月 31 日までとする。	
		《関係条項》 地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 5 号 地方税法施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 7 項	
5	担当部局	経済産業省製造産業局素材産業課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 5 年 5 月 分析対象期間: 令和 2 年度～令和 8 年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成 13 年度 創設 平成 21 年度 3 年間延長 平成 24 年度 3 年間延長 平成 27 年度 3 年間延長 平成 30 年度 3 年間延長 令和 2 年度 3 年間延長	
8	適用又は延長期間	3 年間(令和 6 年 4 月 1 日～9 年 3 月 31 日)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土木・建築用の重要な基礎資材である生コンクリートを円滑に供給することにより、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設を促進し、我が国産業、経済の発展を図るとともに、中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定を通じてこれら産業での雇用の安定を図る。 《政策目的の根拠》 生コンクリートは、道路や橋、鉄道、空港・港湾等のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。また、昨今の度重なる台風や豪雨被害による復旧工事の際には、早急な災害廃棄物の受入れや資材提供の等を求められることも増えてきている。 こうした生コンクリートを製造する事業場内で使用するフォークリフト等にはあくまで軽油のみが用いられ、他の動力等に転換することができない。 また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業(中小企業比率 99%)であり、仮に軽油引取税による課税があった場合にはその負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。

			こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にある生コンクリート製造業者に自社の経営努力では回避し得ない課税の負担増を取り除き、事業者の経営の安定化と社会インフラ等の整備に必要な生コンクリートの安定的供給を図る必要がある。																		
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展																		
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定化を通じて雇用の安定を図り、また、土木・建築用の重要な基礎資材である生コンクリートの円滑な供給を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業比率が高く下流産業に価格転嫁が難しい生コンクリート製造業者の経営の安定化を図ることは、円滑な生コンクリートの供給につながるほか、生コンクリート製造産業における雇用の維持に寄与する。</p>																		
10	有効性等	① 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (件)</td> <td>84</td> <td>81</td> <td>81</td> <td>81</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>適用数量 (kl)</td> <td>606</td> <td>685</td> <td>685</td> <td>685</td> <td>685</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、令和4年度以降は経済産業省試算(生産量の予測が困難なため同数と見込む。)</p>		令和2	3	4	5	6	適用件数 (件)	84	81	81	81	81	適用数量 (kl)	606	685	685	685	685
	令和2	3	4	5	6																
適用件数 (件)	84	81	81	81	81																
適用数量 (kl)	606	685	685	685	685																
		② 適用額	<p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>19</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、令和4年度以降は経済産業省試算(生産量の予測が困難なため同数と見込む。)</p>		令和2	3	4	5	6	適用額	19	22	22	22	22						
	令和2	3	4	5	6																
適用額	19	22	22	22	22																
		③ 減収額	<p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>19</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、令和4年度以降は経済産業省試算(生産量の予測が困難なため同数と見込む。)</p>		令和2	3	4	5	6	減収額	19	22	22	22	22						
	令和2	3	4	5	6																
減収額	19	22	22	22	22																
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業である生コンクリート事業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 中小企業である生コンクリート事業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている。</p>																		

		⑤ 税収減を是認する理由等	生コンクリート製造業は、地域に偏在性なく所在しており、製品の出荷先の多くが近隣圏内にあることから、地域の雇用維持や地域経済の発展に大きく寄与している。 本措置により、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難である生コンクリート製造事業者の経営の安定化が図られるとともに、社会インフラ等の整備に必要不可欠な生コンクリートの安定的供給を実現できる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難である生コンクリート製造事業者の経営の安定化及び社会インフラ等の整備に必要不可欠な生コンクリートの安定的供給のための免税措置であり、妥当な措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置により、製品の円滑な供給と、中小企業である生コンクリート製造事業者の経営の安定と雇用の維持が図られており、地域経済の発展に大きく寄与している。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(セメント製品製造業)	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(軽油引取税:外)(地方税17)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 セメント製品製造業を営む者の事業場内において、専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフト等の機械の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき32,100円(32.1円/L)の課税を免除する。	
		《要望の内容》 措置の適用期限を3年間延長し、令和9年3月31日までとする。	
		《関係条項》 地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項	
5	担当部局	経済産業省製造産業局素材産業課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年5月 分析対象期間:令和2年度～令和8年度	
7	創設年度及び改正経緯	昭和56年度 創設 平成21年度 3年間延長 平成24年度 3年間延長 平成27年度 3年間延長 平成30年度 3年間延長 令和2年度 3年間延長	
8	適用又は延長期間	3年間(令和6年4月1日～9年3月31日)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土木・建築用の重要な基礎資材であるセメント製品を円滑に供給することにより、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設を促進し、我が国産業、経済の発展を図るとともに、中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定を通じてこれら産業での雇用の安定を図る。
			《政策目的の根拠》 コンクリート管やコンクリートブロック等のセメント製品は、道路や橋、鉄道、空港・港湾等のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。また、昨今の度重なる台風や豪雨被害による復旧工事の際には、早急な災害廃棄物の受入れや資材提供の等を求められることも増えてきている。 こうしたセメント製品を製造する事業場内で使用するフォークリフトやホイールローダー等にはあくまで軽油のみが用いられ、他の動力源に転換することができない。また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱

			<p>な中小企業(中小企業比率 99%)であり、仮に軽油引取税による課税があった場合にはその負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。</p> <p>こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にあるセメント製品製造業者に自社の経営努力では回避し得ない課税の負担増を取り除き、事業者の経営の安定化と社会インフラ等の整備に必要な不可欠なセメントの安定的供給を図る必要がある。</p>																		
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展																		
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定化を通じて雇用の安定を図り、また、土木・建築用の重要な基礎資材であるセメント製品の円滑な供給を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業比率が高く下流産業に価格転嫁が難しいセメント製品製造事業者の経営の安定化を図ることは、円滑なセメント製品の供給につながるほか、セメント製品製造産業における雇用の維持に寄与する。</p>																		
10	有効性等	① 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>882</td> <td>878</td> <td>878</td> <td>878</td> <td>878</td> </tr> <tr> <td>適用数量(kl)</td> <td>16,381</td> <td>16,381</td> <td>16,381</td> <td>16,381</td> <td>16,381</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所:総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、令和4年度以降は経済産業省試算(生産量の予測が困難なため同数と見込む。)</p>		令和2	3	4	5	6	適用件数(件)	882	878	878	878	878	適用数量(kl)	16,381	16,381	16,381	16,381	16,381
	令和2	3	4	5	6																
適用件数(件)	882	878	878	878	878																
適用数量(kl)	16,381	16,381	16,381	16,381	16,381																
		② 適用額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>520</td> <td>518</td> <td>518</td> <td>518</td> <td>518</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所:総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、令和4年度以降は経済産業省試算(生産量の予測が困難なため同数と見込む。)</p>		令和2	3	4	5	6	適用額	520	518	518	518	518						
	令和2	3	4	5	6																
適用額	520	518	518	518	518																
		③ 減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>520</td> <td>518</td> <td>518</td> <td>518</td> <td>518</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所:総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、令和4年度以降は経済産業省試算(生産量の予測が困難なため同数と見込む。)</p>		令和2	3	4	5	6	減収額	520	518	518	518	518						
	令和2	3	4	5	6																
減収額	520	518	518	518	518																
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業が多いセメント製品製造業において、急激な雇用者の減少などは見受けられず、その維持が図られている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 中小企業が多いセメント製品製造業において、急激な雇用者の減少などは見受けられず、その維持が図られている。</p>																		

		⑤ 税収減を是認する理由等	セメント製品製造業は地域に偏在性なく所在しており、製品の出荷先の多くが近隣圏内にあることから、地域の雇用維持や地域経済の発展に大きく寄与している。 本措置により、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難であるセメント製品製造事業者の経営の安定化が図られるとともに、社会インフラ等の整備に必要不可欠なセメントの安定的供給を実現できる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難であるセメント製品製造事業者の経営の安定化及び社会インフラ等の整備に必要不可欠なセメントの安定的供給のための免税措置であり、妥当な措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置により、製品の円滑な供給と、中小企業であるセメント製品製造事業者の経営の安定と雇用の維持が図られており、地域経済の発展に大きく寄与している。
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年8月	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(軽油引取税:外)(地方税)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 さく岩機、動力付試すい機並びに鉱物(岩石及び砂利に限る)の掘削事業を営む者の事業場(砂利を洗浄する場所を含む。)内において、専らその掘削、積込み又は運搬のために使用する機械(道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき32,100円(32.1円/L)の課税を免除する。
			《要望の内容》 措置の適用期限を3年間延長し、令和9年3月31日までとする。
			《関係条項》 地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項
5	担当部局		経済産業省製造産業局素材産業課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和5年5月 分析対象期間:令和2年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和36年度 創設 昭和37年度 拡充 ・「鉱物」に「砂利」を含める。 ・対象機械を「「鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンプカー」から「鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械」に拡充。 昭和46年度 拡充 「事業場」に「砂利を洗浄する場所」を含める。 平成21年度 3年間延長 平成24年度 3年間延長 平成27年度 3年間延長 平成30年度 3年間延長 令和2年度 3年間延長
8	適用又は延長期間		3年間(令和6年4月1日～9年3月31日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 鉄鋼、セメント、木材等と並んで土木・建築用の重要な基礎資材である砂利、碎石(岩石を砕いたもの)を円滑に供給することにより、国民の生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設(民生需要)を円滑に進めるとともに、中小企業である砂利採取業者や採石業者の経営の安定と雇用の安定化を図る。

			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>砂利等は、骨材の中核として、生コンクリートの原料や路盤材などに必要な基礎資材であり、住宅、ビル並びに道路、橋、トンネル、ダム、鉄道及び港湾施設のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。また、昨今の度重なる台風や豪雨被害による復旧工事の際には、早急な災害廃棄物の受入れや資材提供の等を求められることも増えてきている。</p> <p>砂利採取場や採石場で掘削などに使用されるブルドーザーや油圧ショベル等にはあくまで軽油のみが用いられ、他の動力源に転換することができない。また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率 99%）であり、仮に軽油引取税による課税があった場合に、立場上その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。</p> <p>こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にある鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業者に自社の経営努力では回避し得ない課税の負担増を取り除き、事業者の経営の安定と社会インフラ等の整備に必要不可欠な砂利等の安定的供給を図る必要がある。</p>																		
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展																		
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業である砂利採取業者等の経営の安定と雇用を維持し、土木・建築用の重要な基礎資材である砂利等の円滑かつ低廉な供給を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中小企業比率が高く、下流産業に価格転嫁が難しい砂利採取業者等の経営の安定を図ることは、砂利等の円滑で低廉な供給と砂利採取業者等における経営の安定と雇用の維持に大きく寄与する。</p>																		
10	有効性等	① 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (件)</td> <td>1,843</td> <td>1,827</td> <td>1,827</td> <td>1,827</td> <td>1,827</td> </tr> <tr> <td>適用数量 (kl)</td> <td>299,843</td> <td>299,843</td> <td>299,843</td> <td>299,843</td> <td>299,843</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」を基に、岩石及び砂利掘採業以外の事業（石灰石・鉱物掘採業及び石炭掘採業）の実績値（担当部署に確認）を減算した値を当該業として算定。令和 4 年度以降は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む）</p>		令和 2	3	4	5	6	適用件数 (件)	1,843	1,827	1,827	1,827	1,827	適用数量 (kl)	299,843	299,843	299,843	299,843	299,843
	令和 2	3	4	5	6																
適用件数 (件)	1,843	1,827	1,827	1,827	1,827																
適用数量 (kl)	299,843	299,843	299,843	299,843	299,843																
		② 適用額	<p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>9,625</td> <td>9,358</td> <td>9,358</td> <td>9,358</td> <td>9,358</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」を基に、岩石及び砂利掘採業以外の事業（石灰石・鉱物掘採業及び石炭掘採業）の実</p>		令和 2	3	4	5	6	適用額	9,625	9,358	9,358	9,358	9,358						
	令和 2	3	4	5	6																
適用額	9,625	9,358	9,358	9,358	9,358																

			<p>績値(担当部署に確認)を減算した値を当該業として算定。令和4年度以降は経済産業省試算(生産量の予測が困難なため同数と見込む)</p>												
		③ 減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>9,625</td> <td>9,358</td> <td>9,358</td> <td>9,358</td> <td>9,358</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所:総務省「道府県税の課税状況等に関する調」を基に、岩石及び砂利掘採業以外の事業(石灰石・鉱物掘採業及び石炭掘採業)の実績値(担当部署に確認)を減算した値を当該業として算定。令和4年度以降は経済産業省試算(生産量の予測が困難なため同数と見込む)</p>		令和2	3	4	5	6	減収額	9,625	9,358	9,358	9,358	9,358
	令和2	3	4	5	6										
減収額	9,625	9,358	9,358	9,358	9,358										
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業が多い砂利採取業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 中小企業が多い砂利採取業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている。</p>												
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業は地域に偏在性なく所在しており、製品の出荷先の多くが近隣圏内にあることから、地域の雇用維持や地域経済の発展に大きく寄与している。</p> <p>本措置により、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難である鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採事業者の経営の安定化が図られるとともに、社会インフラ等の整備に必要な不可欠な砂利等の安定的供給を実現できる。</p>												
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難である鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業事業者の経営の安定化及び社会インフラ等の整備に必要な不可欠な砂利等の安定的供給のための免税措置であり、妥当な措置である。</p>												
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置との関係はない。</p>												
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置により、製品の円滑な供給と、中小企業者である砂利採取業者等の経営の安定と雇用の維持が図られており、地域経済の発展にも寄与している。</p>												
12	有識者の見解		<p>—</p>												
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>令和2年8月</p>												

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	軽油引取税の課税免除措置の特例措置の延長(鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業)	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(軽油引取税:外)(地方税19)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 石炭の掘採事業を営む者の事業場内において石炭の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源の用途に用いる軽油について、1KLにつき32,100円(32.1円/L)の課税免除。	
		《要望の内容》 上記用途に供される軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。	
		《関係条項》 地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項	
5	担当部局	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課 石炭政策室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和2年度～令和8年度	
7	創設年度及び改正経緯	○ 昭和36年度(創設) 課税免除対象用途は「石炭の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源」。 ○ 平成21年度税制改正により軽油引取税は目的税(道路特定財源)から普通税に改められたことにより、用途制限が廃止。課税免除措置については3年(令和3年度～令和5年度末)存続。	
8	適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年間)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内炭を生産する炭鉱構内で使用する軽油に係る軽油引取税を免除することにより、採掘原価を低減し、国内炭の安定供給確保及びエネルギーの安定供給確保を図る。 《政策目的の根拠》 石炭については、調達に係る地政学リスクが最も低く、熱量当たりの単価が低廉であることに加え、保管が容易であることから、現状において安定供給性や経済性に優れた重要なエネルギー源と位置づけられている。 国内炭については、生産量が国内の石炭消費の約0.4%にとどまるものの、市場原理の中で生産活動に対する国の支援なしに生産が行われ、ほとんどが道内の石炭火力発電所向けに供給されている。 道内における石炭火力は、北海道内電力量の約46%も占めており、国内炭が道内の電力の安定供給に貢献している。 国内炭の生産に使われるブルドーザ等の重機については、燃料を

			軽油以外に代替できないため、軽油の使用量の削減は石炭生産量の減少に直接影響を与えることになり、石炭の生産の維持が困難となる。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国内炭の安定的な生産を図る。このために、令和8年度まで現状の体制維持(国内7炭鉱)を目指す。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国内炭の安定的な生産体制の確保。このために、令和8年度まで石炭掘採事業者の経営基盤の安定化(新たな債務超過事業者の抑制)を目指す。
10	有効性等	① 適用数	令和2年度～令和5年度の適用者数は対象7社中すべてが対象(北海道のみ)、令和6年度から令和8年度においても適用者数及び軽油使用量は同数で推移する見込み。 免税軽油使用量(KL) 令和2年度 7,090 令和3年度 7,278 令和4年度 6,729 令和5年度 6,740 令和6年度 6,740 令和7年度 6,740 令和8年度 6,740 ※ 北海道経済産業局調べ及び当該調べから推計。令和6年度から8年度においても適用者数は同数で推移する見込み。
		② 適用額	免税軽油使用総額(千円) 令和2年度 385,388 令和3年度 572,461 令和4年度 672,225 令和5年度 673,780 令和6年度 673,780 令和7年度 673,780 令和8年度 673,780 ※ 北海道経済産業局調べ及び当該調べから推計。令和6年度から8年度においても適用者数は同数で推移する見込み。
		③ 減収額	<算出方法> 北海道経済産業局調べによる免税軽油使用数量に免税額(32.1円/L)を乗じ算出(7社合計)。 (単位:千円) 令和2年度 227,595 令和3年度 233,632 令和4年度 215,994 令和5年度 216,357

		<p>令和6年度 216,357 令和7年度 216,357 令和8年度 216,357 ※ 北海道経済産業局調べ及び当該調べから推計。令和6年度から8年度においても適用者数は同数で推移する見込み。</p>																																																
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (分析対象期間: 令和2年4月～令和9年3月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>操業炭鉱数</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>目標の達成状況(%)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】 ※ 北海道経済産業局調べ及び当該調べから推計。令和6年度から8年度においても操業炭鉱数は同数で推移する見込み。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新たな債務超過事業者数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>目標の達成状況(%)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】 ※ 北海道経済産業局調べ及び当該調べから推計。令和6年度から8年度においても新たな債務超過事業者数は同数で推移する見込み。</p>	年度	令和2	3	4	5	6	7	8	操業炭鉱数	7	7	7	7	7	7	7	目標の達成状況(%)	100	100	100	100	100	100	100	年度	令和2	3	4	5	6	7	8	新たな債務超過事業者数	0	0	0	0	0	0	0	目標の達成状況(%)	100	100	100	100	100	100	100
年度	令和2	3	4	5	6	7	8																																											
操業炭鉱数	7	7	7	7	7	7	7																																											
目標の達成状況(%)	100	100	100	100	100	100	100																																											
年度	令和2	3	4	5	6	7	8																																											
新たな債務超過事業者数	0	0	0	0	0	0	0																																											
目標の達成状況(%)	100	100	100	100	100	100	100																																											
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>(分析対象期間: 令和2年4月～令和9年3月) 本税制は、石炭掘採事業者が炭鉱構内で使用する重機の動力源としての軽油にかかる措置であり、当該措置によりその採掘原価を直接、低減する実効的効果がある。</p>																																																
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国内炭は、市場原理の中、生産活動に対する国の支援なしに、生産しているところ。今後とも競争力のある価格での生産体制を維持するために本制度が必要。 石炭生産においては、削岩、掘採、運搬等に多量の燃料を消費するため、その燃料コストを低減させ、採掘原価の低減に直接寄与する軽油引取税の課税免除措置は、国内炭の安定的な生産を図る上で適切な措置と考えられる。</p>																																																
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置との関係はない。</p>																																																
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>当該業種は、中小企業割合が高く、現在石炭を掘採している北海道において、電力の安定供給及び雇用の確保に寄与している。 また、事業者の経営が安定することにより、掘採後の現状復旧が促進され、環境被害の防止に資する。</p>																																																

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業）
2	対象税目	(軽油引取税:外)(地方税20)
	① 政策評価の対象税目	
	② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 削岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油について、1KLにつき32,100円（32.1円/L）の課税を免除。
		《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和9年3月31日までとする。
		《関係条項》 地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方交付税法施行令附則第10条の2の2第7項
5	担当部局	経済産業省資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年9月 分析対象期間:令和1年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和31年度（創設） 課税免除対象用途は「さく岩機及び動力付試すい機の動力源」 ・ 昭和34年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内においてもっぱら鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザー及びダンプカー（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正 ・ 昭和36年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物（岩石を含む。）の掘採事業を営む者の事業場内においてもっぱら鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンプカー（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正 ・ 昭和37年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業を営む者の事業場内においてもっぱら鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に

			<p>改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和46年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内においてもつばら鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正 ・平成21年度（道路特定財源から一般財源） 平成21年度 課税免除措置を3年間延長 平成24年度 課税免除措置を3年間延長 平成27年度 課税免除措置を3年間延長 平成30年度 課税免除措置を3年間延長 令和3年度 課税免除措置を3年間延長
8	適用又は延長期間		令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活に不可欠な石灰石等鉱物資源の安定的かつ効率的な供給を中長期的に確保する。 <p>《政策目的の根拠》 鉱物資源の安定供給確保</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策(施策)</p> <p>6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2章 新しい資本主義に向けた改革 <ul style="list-style-type: none"> 2. 社会課題の解決に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> (3) 多極化・地域活性化の推進 (分散型国づくり・地域公共交通ネットワークの再構築) <p>我が国の成長と国民生活を支えるサプライチェーンの強化や観光等による<u>地域活性化に向けた環境整備のため、高規格道路、整備新幹線、リニア中央新幹線、港湾、漁港等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用</u>、航空ネットワークの維持・活性化、港湾の24時間化も念頭においたA Iターミナルの実現、造船・海運業等の競争力強化等に取り組む。</p> ・第3章 内外の環境変化への対応 <ul style="list-style-type: none"> 2. 防災・減災、国土強靱化の推進、東日本大震災等からの復興 (防災・減災、国土強靱化) <p>切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。中</p>

			<p>長期的な目標の下、取組の更なる加速化・深化のため、追加的に必要となる事業規模等を定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進める。</p>																																																						
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活に欠かせない基礎物資である石灰石等鉱物資源の中長期的な安定供給を目指す。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石灰石等鉱物の掘採事業者の経営基盤及び鉱物資源の安定供給を目指す。 																																																						
10	有効性等	① 適用数	<p>軽油引取税課税免除適用件数(鉱山数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H22fy</th> <th>H23fy</th> <th>H24fy</th> <th>H25fy</th> <th>H26fy</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件</td> <td>414</td> <td>406</td> <td>389</td> <td>381</td> <td>377</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H27fy</th> <th>H28fy</th> <th>H29fy</th> <th>H30fy</th> <th>R1fy</th> </tr> <tr> <td>件</td> <td>374</td> <td>373</td> <td>361</td> <td>360</td> <td>350</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>R2fy</th> <th>R3fy</th> <th>R4fy</th> <th colspan="2">R5fy～R8fy</th> </tr> <tr> <td>件</td> <td>346</td> <td>342</td> <td>340</td> <td colspan="2">340</td> </tr> </tbody> </table> <p>(算出方法・データの出所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石灰石等鉱物を掘採している鉱山では、掘採する鉱物の種類に関わらず、発破孔の穿孔、原石鉱物の積込み、運搬等の作業には、軽油を動力源の燃料とする車両を使用していることから、全ての事業者は当該免税措置を受けているものと推定し、適用件数は稼行している鉱山数とした。 ・平成21年度～令和4年度の鉱山数は、経済産業局調べ。 ・令和5～8年度の鉱山数の見込みは、令和4年度と同数と推計。 	年度	H22fy	H23fy	H24fy	H25fy	H26fy	件	414	406	389	381	377	年度	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy	件	374	373	361	360	350	年度	R2fy	R3fy	R4fy	R5fy～R8fy		件	346	342	340	340																			
年度	H22fy	H23fy	H24fy	H25fy	H26fy																																																				
件	414	406	389	381	377																																																				
年度	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy																																																				
件	374	373	361	360	350																																																				
年度	R2fy	R3fy	R4fy	R5fy～R8fy																																																					
件	346	342	340	340																																																					
		② 適用額	<p>軽油引取税課税免税軽油使用数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H22fy</th> <th>H23fy</th> <th>H24fy</th> <th>H25fy</th> <th>H26fy</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免税軽油使用量(KL)</td> <td>89,288</td> <td>90,081</td> <td>92,939</td> <td>97,932</td> <td>96,945</td> </tr> <tr> <td>適用額(百万円)</td> <td>2,867</td> <td>2,892</td> <td>2,983</td> <td>3,144</td> <td>3,112</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H27fy</th> <th>H28fy</th> <th>H29fy</th> <th>H30fy</th> <th>R1fy</th> </tr> <tr> <td>免税軽油使用量(KL)</td> <td>93,647</td> <td>91,734</td> <td>92,809</td> <td>93,972</td> <td>90,387</td> </tr> <tr> <td>適用額(百万円)</td> <td>3,006</td> <td>2,945</td> <td>2,979</td> <td>3,016</td> <td>2,901</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>R2fy</th> <th>R3fy</th> <th>R4fy</th> <th colspan="2">R5fy～R8fy</th> </tr> <tr> <td>免税軽油使用量(KL)</td> <td>84,811</td> <td>86,601</td> <td>82,935</td> <td colspan="2">82,935</td> </tr> <tr> <td>適用額(百万円)</td> <td>2,722</td> <td>2,780</td> <td>2,662</td> <td colspan="2">2,662</td> </tr> </tbody> </table> <p>(算出方法・データの出所)</p> <p>(1)平成22年度免税軽油使用量の算出(推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国石灰石等鉱物鉱山に対する実態調査から、鉱物生産量当たりの免税軽油使用量を算出。(生産量百万トン当たり590.73KL) ・この「生産量当たりの免税軽油使用量」に平成22年度の石灰石等鉱物生産量(151,147,987トン)を乗じることで「免税軽油使用量(89,288KL)」を算出。 <p>(2)平成23年度～令和4年度免税軽油使用量の算出(推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱物生産量当たりの免税軽油使用量(生産量百万トン当たり590.73KL)に各年度の石灰石等鉱物生産量を乗じることで軽油使用量を算出。 	年度	H22fy	H23fy	H24fy	H25fy	H26fy	免税軽油使用量(KL)	89,288	90,081	92,939	97,932	96,945	適用額(百万円)	2,867	2,892	2,983	3,144	3,112	年度	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy	免税軽油使用量(KL)	93,647	91,734	92,809	93,972	90,387	適用額(百万円)	3,006	2,945	2,979	3,016	2,901	年度	R2fy	R3fy	R4fy	R5fy～R8fy		免税軽油使用量(KL)	84,811	86,601	82,935	82,935		適用額(百万円)	2,722	2,780	2,662	2,662	
年度	H22fy	H23fy	H24fy	H25fy	H26fy																																																				
免税軽油使用量(KL)	89,288	90,081	92,939	97,932	96,945																																																				
適用額(百万円)	2,867	2,892	2,983	3,144	3,112																																																				
年度	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy																																																				
免税軽油使用量(KL)	93,647	91,734	92,809	93,972	90,387																																																				
適用額(百万円)	3,006	2,945	2,979	3,016	2,901																																																				
年度	R2fy	R3fy	R4fy	R5fy～R8fy																																																					
免税軽油使用量(KL)	84,811	86,601	82,935	82,935																																																					
適用額(百万円)	2,722	2,780	2,662	2,662																																																					

年度	H22fy	H23fy	H24fy	H25fy
生産量(t)	151,147,987	152,491,385	157,329,332	165,780,776
年度	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy
生産量(t)	164,110,391	158,527,810	155,288,501	157,108,179
年度	H30fy	R1fy	R2fy	R3fy
生産量(t)	159,076,997	153,008,571	143,569,734	146,600,111
年度	R4fy	R5fy～R8fy		
生産量(t)	140,393,983	140,393,983		

(3) 令和5年度～令和8年度の免税軽油使用量の算出(推計)

(4) 減収見込額(推計)

・上記(1)～(3)で推計算出した免税軽油使用量に、軽油引取税額(32,100円/KL)を乗じ各年度の減収見込額を算出。

③ 減収額

軽油引取税課税減収額

年度	H22fy	H23fy	H24fy	H25fy	H26fy
免税軽油使用量(KL)	89,288	90,081	92,939	97,932	96,945
減収額(百万円)	2,867	2,892	2,983	3,144	3,112
年度	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy
免税軽油使用量(KL)	93,647	91,734	92,809	93,972	90,387
減収額(百万円)	3,006	2,945	2,979	3,016	2,901
年度	R2fy	R3fy	R4fy	R5fy～R8fy	
免税軽油使用量(KL)	84,811	86,601	82,935	82,935	
減収額(百万円)	2,722	2,780	2,662	2,662	

(算出方法・データの出所)

(1) 平成22年度免税軽油使用量の算出(推計)

・全国石灰石等鉱物鉱山に対する実態調査から、鉱物生産量当たりの免税軽油使用量を算出。(生産量百万トン当たり590.73KL)
 ・この「生産量当たりの免税軽油使用量」に平成22年度の石灰石等鉱物生産量(151,147,987トン)を乗じることで「免税軽油使用量(89,288KL)」を算出。

(2) 平成23年度～令和4年度免税軽油使用量の算出(推計)

・鉱物生産量当たりの免税軽油使用量(生産量百万トン当たり590.73KL)に各年度の石灰石等鉱物生産量を乗じることで軽油使用量を算出。

年度	H22fy	H23fy	H24fy	H25fy
生産量(t)	151,147,987	152,491,385	157,329,332	165,780,776
年度	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy
生産量(t)	164,110,391	158,527,810	155,288,501	157,108,179
年度	H30fy	R1fy	R2fy	R3fy
生産量(t)	159,076,997	153,008,571	143,569,734	146,600,111
年度	R4fy	R5fy～R8fy		
生産量(t)	140,393,983	140,393,983		

(3) 令和5年度～令和8年度の免税軽油使用量の算出(推計)

(4) 減収見込額(推計)

・上記(1)～(3)で推計算出した免税軽油使用量に、軽油引取税額(32,100円/KL)を乗じ各年度の減収見込額を算出。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

・鉱物の中で生産量が多い「石灰石」及び「けい石」を例にすると、平成30年度から令和3年度までの自給率は、「石灰石」、「けい石」いずれもほぼ100%前後で推移しており、目標を達成している。

		石灰石 (千t)	けい石 (千t)	金 (kg)
平成30年度	国内生産量	142,653	9,655	6,245
	鉱山生産			
	その他(注)			118,960
	輸入量	518	98	7,368
	輸出量	5,238	1	155,533
	推定自給率	103%	99%	-28%
令和元年度	国内生産量	137,506	9,060	6,724
	鉱山生産			
	その他(注)			161,143
	輸入量	551	99	3,303
	輸出量	5,603	1	146,305
	推定自給率	104%	99%	26%
令和2年度	国内生産量	129,164	8,585	6,633
	鉱山生産			
	その他(注)			158,381
	輸入量	433	86	4,957
	輸出量	5,700	0	148,378
	推定自給率	104%	99%	31%
令和3年度	国内生産量	132,682	8,203	6,502
	鉱山生産			
	その他(注)			117,184
	輸入量	440	105	5,314
	輸出量	5,846	1	166,519
	推定自給率	104%	99%	-17%

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

- ・石灰石等鉱物の掘採事業者へ行った実態調査の結果、中小事業者の15%程度が赤字であったが、本措置が廃止され、軽油引取税が課税されることになった場合、赤字企業の割合は45%弱に上昇する見込みとなった。
- ・また、課税による経営状況の悪化により、休廃業・倒産が多数発生することによる自給率の低下が懸念されるほか、事業者にとって、また地域雇用において、その影響度は極めて大きいことが予見される。
- ・そのため、本措置が延長されない場合、国民生活に欠かせない基礎物資である石灰石等鉱物資源を継続して安定的に供給することができなくなってしまう可能性がある。

⑤ 税収減を是認する理由等

① 価格転嫁の困難性

石灰石生産会社及びセメント会社へ行ったヒアリングによると、石灰石の主要用途であるセメントの生産コストに占める、石灰石、粘土、けい石の原料コストは24%、焙焼時の燃料コストは30%。

一般的に、石灰石採掘会社とセメント会社では会社の規模が異なるため、原材料価格の上昇等の影響をセメント会社に価格転嫁することは困難。

※石灰石採掘会社の9割以上が中小企業、セメント会社の8割以上は大企業。

② 経営・雇用への影響

石灰石等鉱物の掘採事業者へ行った実態調査の結果、中小事業者の15%程度が赤字であるが、本措置が廃止された場合、燃料費を含めた生産コストが上昇するが、製品への価格転嫁が困難であるため、赤字企業の割合は45%弱に上昇する見込み。

また、課税による経営状況の悪化で休廃業・倒産が多数発生することで自給率の低下が懸念されるほか、事業者にとって、また地域雇用において、その影響度は極めて大きいことが予見される。そのため本

			<p>措置が延長されない場合、国民生活に欠かせない基礎物資である石灰石等鉱物資源を継続して安定的に供給することができなくなってしまいう可能性がある。</p> <p>このため、本措置は地方圏で事業を展開する掘採事業者の安定的な事業の継続に資し、鉱物資源の安定供給確保に有効な手段であるとともに、地域経済活性化や国土強靱化にも大いに貢献することとなる。</p> <p>③石灰石鉱山閉山に伴う影響</p> <p>軽油引取り税の減免措置が令和6年3月に廃止され、中小事業者の事業継続が困難になった場合、閉山時に必要な緑化修復や埋戻し工事に必要な経費が十分積み立てられないまま閉山を迎えることとなり、その結果、緑地化や補強工事が行われぬまま跡地が放置され、陥没等が生じかねないこととなる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> ・本措置の廃止に伴う増税分を国内鉱物資源の安定供給や雇用維持のために代替策として補助金等による支援も考えられるが、補助金は「一度限りの支援」という性質上、一時的なカンフル剤にしかならない。 ・このため、事業者を継続的に支援する最も効率的な方法として、予算執行を伴わない既存の課税免除措置が適切。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・他の支援措置との関係はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業種は鉱物を掘採するため、事業実施場所の殆どが地方であり貴重な地場産業となっている。我が国の石灰石等鉱物鉱山数は令和4年4月1日現在で342鉱山。そのうち9割以上の314鉱山を中小事業者が占めている。 ・その上、関連事業者として鉱物掘採用の火薬類販売業者、掘採された鉱物をセメント工場や石灰工場等の需要先へ運搬する運送業者、鉱山で使用する車両系機械の燃料(軽油)を販売する燃料業者等があり、地域における貴重な雇用先となっている。 ・仮に本措置が廃止された場合、採掘事業者の経営状態が課税によって悪化、休廃業・倒産が多数発生して鉱山が閉山となった場合、これら関連事業者にも影響が及び連鎖倒産が生じかねない。このような事態は地域経済活性化や国土強靱化の施策に逆行する。 ・また、鉱山を廃止する場合には、事故防止対策や跡地緑化を行わなければならないが、資金力が無い場合そのまま放置され、陥没等の災害が生じかねないこととなる。 ・なお、一部の地方公共団体からは、本措置の恒久化若しくは期間延長について申し入れがなされている。
12	有識者の見解		—

13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	令和2年9月
----	------------------------	--------

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目
		② 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・ 拡充 ・ 延長 】 【単独・ 主管 ・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、「再エネ特別措置法」という。）第二条第二項に規定する発電設備）（※）について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の割合に軽減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備（再エネ特別措置法の認定に係るものを除く。自家消費型補助金の交付を受け取得した設備に限る。）） <ul style="list-style-type: none"> 1,000kW 以上 3/4(7/12～11/12) 1,000kW 未満 2/3(1/2～5/6) （以下の4設備は再エネ特別措置法の認定に係るものに限る。） ・風力発電設備 <ul style="list-style-type: none"> 20kW 以上 2/3(1/2～5/6) 20kW 未満 3/4(7/12～11/12) ・中小水力発電設備 <ul style="list-style-type: none"> 5,000kW 以上 3/4(7/12～11/12) 5,000kW 未満 1/2(1/3～2/3) ・地熱発電設備、 <ul style="list-style-type: none"> 1,000kW 以上 1/2(1/3～2/3) 1,000kW 未満 2/3(1/2～5/6) ・バイオマス発電設備 <ul style="list-style-type: none"> 1 万 kW 以上 2/3(1/2～5/6) 1 万 kW 未満 1/2(1/3～2/3) <p>※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用（上記の括弧書の間で設定）。</p> <p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限を2年間延長し、令和8年3月 31 日までとするとともに、対象となる太陽光発電設備について、地域と共生した再エネを促進するための所要の見直しを行う。 <p>《関係条項》</p> <p>地方税法附則第 15 条第 25 項</p>
5	担当部局	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和5年8月 分析対象期間：令和2年度から令和7年度

7	創設年度及び改正経緯	<p>平成 21 年度 政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備について、課税標準を3分の2とする特例措置が創設</p> <p>平成 23 年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を1年間延長の上、廃止(サンセット)。</p> <p>平成 24 年度 対象設備を再生可能エネルギー特別措置法に規定する認定発電設備として、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」の創設</p> <p>平成 26 年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成 28 年度 適用期限を2年延長し、地熱発電設備、中小水力発電設備、バイオマス発電設備については軽減率を1/3から1/2へ深掘り。</p> <p>平成 30 年度 適用期限を2年延長し、5電源それぞれについて、発電規模に応じて割合を一部縮減。</p> <p>令和 2 年度 適用期限を2年延長し、中小水力発電設備については発電規模に応じて割合を一部縮減。</p> <p>令和4年度 適用期限の2年延長</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)
9	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>第6次エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定)において、再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギー源であるとともに、国内で生産可能なことからエネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な国産エネルギー源であることから、S+3Eを大前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すこととしている。</p> <p>また、2030年度におけるエネルギー需給の見通しとして、再生可能エネルギーについては、「足下の導入状況や認定状況を踏まえつつ、各省の施策強化による最大限の新規案件形成を見込むことにより、3,130億kWh程度の実現を目指す。その上で、2030年度の温室効果ガス46%削減に向けては、もう一段の施策強化等に取り組むこととし、その施策強化等の効果が実現した場合の野心的なものとして、合計3,360~3,530億kWh程度の導入、電源構成では36~38%程度を見込む。なお、この水準は、上限やキャップではない。今後、現時点で想定できないような取組が進み、早期にこれらの水準に到達し、再生可能エネルギーの導入量が増える場合には、更なる高みを目指す。」としている。</p> <p>一方、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、開発初期段階の事業リスクの高さに加え、資源量調査、設備の導入及び設置、維持管理の各段階におけるコストが高いといった経済面での課題が存在するところ、再生可能エネルギーの主力電源化とエネルギーミックスの達成に向けては、発電コスト削減と再エネ特別措置法の措置による国民負担の抑制を達成しつつ、電源ごとの実態に即した再生エネルギーの導入を推進する必要がある。</p>

		<p>《政策目的の根拠》 第6次エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定) エネルギーミックス(令和3年10月「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」) GX実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2030年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める割合と発電電力量を以下のとおりとする。</p> <p>再エネ全体:36～38%程度(3,360～3,530億kWh) 太陽光 :14～16%程度(1,290～1,460億kWh) 風力 :5%程度(510億kWh) 水力 :11%程度(980億kWh) 地熱 :1%程度(110億kWh) バイオマス:5%程度(470億kWh)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合が多く、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。本特例措置は導入当初の固定資産税を軽減するものであり、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができることから、本措置は有効である。</p>

10	有効性等	① 適用数	(件)														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2</th> <th>令和 3</th> <th>令和 4</th> <th>令和 5</th> <th>令和 6</th> <th>令和 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>251</td> <td>220</td> <td>166</td> <td>169</td> <td>精査 中</td> <td>精査 中</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	適用件数	251	220	166	169	精査 中	精査 中
		年度 区分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7									
		適用件数	251	220	166	169	精査 中	精査 中									
	<p><推計方法> 太陽光発電設備については、令和5年度までは令和3年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数と同程度の導入があるものとし推計。</p>																
② 適用額	(百万円)																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2</th> <th>令和 3</th> <th>令和 4</th> <th>令和 5</th> <th>令和 6</th> <th>令和 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>122,414</td> <td>161,338</td> <td>107,738</td> <td>85,351</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	適用額	122,414	161,338	107,738	85,351	精査中	精査中	
年度 区分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7											
適用額	122,414	161,338	107,738	85,351	精査中	精査中											
		<p><推計方法> ○令和3年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載の実績値を記載。 ○令和4年度以降の推計方法は、上記適用数に、調達価格等算定委員会のシステム費用想定値を乗じた取得価格より算出。</p>															
③ 減収額	(百万円)																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2</th> <th>令和 3</th> <th>令和 4</th> <th>令和 5</th> <th>令和 6</th> <th>令和 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>1,714</td> <td>2,259</td> <td>1,508</td> <td>1,195</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	適用額	1,714	2,259	1,508	1,195	精査中	精査中	
年度 区分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7											
適用額	1,714	2,259	1,508	1,195	精査中	精査中											
		<p>○令和3年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」記載の実績値に、固定資産税率(1.4%)を乗じて算出。 ○令和4年度以降の推計方法は、上記適用額に、固定資産税率(1.4%)を乗じて算出。</p>															
④ 効果		<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○達成目標の実現状況 発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合(目標:2030年度に36~38%) (出典:総合エネルギー統計(確報値))※()内は水力を除く数値 2017年度 16.0%(8.1%) 2018年度 16.9%(9.2%) 2019年度 18.1%(10.3%) 2020年度 19.8%(12.0%) 2021年度 20.3%(12.8%)</p> <p>○所期の目標の達成状況 再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は20.3%(水力を除いて12.8%)であり、目標達成には、本税制措置により一層の導入を促す必要がある。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 当省が実施したアンケート調査(※)によると、再生可能エネルギー発電設備の導入に際し、租税特別措置等によって、一定数が「資金繰りの改善につながった」と回答しているほか、特に投資の可能性を高め</p>															

		<p>る効果の高い支援として「初期コストの負担減に係る支援」と回答しており、導入初期のキャッシュフロー改善効果や投資意欲を高める効果があると示されている。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成 24 年 6 月末までで約 2,060 万 kW であったところ、令和 4 年 3 月末までで累計約 6,700 万 kW の導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。</p> <p>同アンケート調査によると、再エネ特別措置法の認定に係る設備について、全体の 38% が特例措置を活用したと回答しており、本税制措置により太陽光発電については、FIT 認定設備を税制の対象としていた平成 27 年度までは約 1,630 万 kW、自家消費設備を税制の対象としていた平成 28 年度以降は約 5.4 万 kW、太陽光以外の発電については、制度開始以降に約 295 万 kW の導入促進効果があったとみられる。</p> <p>(※) 令和 4 年度再生可能エネルギーに係る税制措置等に関するアンケート調査</p>
	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>再生可能エネルギー設備導入支援は、広く事業者全般を対象とするものであり、特定業界や個別企業の信用力によらず、利用可能な税制による措置をもって進めることができ、適切である。</p> <p>本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。</p>

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>平成 24 年 7 月の再エネ特別措置法の施行後、各電源において一定程度導入が進んでいるが、2030 年度のエネルギーミックスに向けた導入進捗率は、太陽光発電では約 60～68%、中小水力発電では約 95%、バイオマス発電では約 86%、地熱発電では約 40%、風力発電では約 22%であり、再生可能エネルギーの導入拡大を図る上ではさらなる措置を講じていく必要がある。</p> <p>第 6 次エネルギー基本計画においては、「再生可能エネルギーに関しては、S+3Eを大前提に、2050年における主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む」との方針が示されている。上記の導入状況を踏まえ、この目標を実現するためには、安定的に運用可能なベースロード電源を中心に、最大限の導入拡大へ向けたインセンティブ措置が必要である。これらの設備は、エネルギー源の特性を踏まえ、引き続き再エネ特別措置法の認定に係る設備を特例措置の対象とする。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合があり、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。導入当初の固定資産税を軽減する本措置は、再生可能エネルギーを導入する者のキャッシュフロー改善を通じ、導入量の増加や導入時期の早期化等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入に極めて有効である。そのため、課税標準の軽減措置を継続することで、長期的な投資インセンティブの確保による再生可能エネルギーの最大限導入を目指す。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>融資：日本政策金融公庫の低利融資 制度：再エネ特別措置法による支援措置 予算：需要家主導による太陽光発電導入促進補助金、地域脱炭素の推進のための交付金</p> <p>【他の支援措置との役割の違い】</p> <p>固定資産税の課税標準の特例は、設備導入後の固定資産税の課税対象年以降(主に設備導入後2年目以降)の税負担を3年間軽減し、導入初期(導入後2年目以降)のキャッシュフローを改善させるもの。</p> <p>他の支援措置の目的等は以下のとおり。</p> <p>○日本政策金融公庫の低利融資(融資)</p> <p>資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、太陽光発電等の導入に必要な資金の低利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図るもの。</p>

		<p>○再エネ特別措置法による支援措置（固定価格買取制度等）(制度) 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府の定めた調達価格・調達期間で買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。</p> <p>○需要家主導による太陽光発電導入促進補助金は、需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP 制度・自己託送によらず、再エネを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備の導入を支援するもの。また、地域脱炭素の推進のための交付金は、脱炭素先行地域づくりや地域脱炭素に向けた再エネ発電設備・蓄電池の導入などの重点対策を加速的にかつ複合実施する地方公共団体を支援するもの。民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業は、民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入の促進を支援し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図るもの。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起し地域活性化につながるものであるとともに、震災等の緊急時のエネルギー源確保に貢献するもの。</p> <p>また、再生可能エネルギーは各地域に分散する地域資源であることから、地域特性を生かしつつ地域主導で導入を進めていくためには、地方公共団体の協力が不可欠である。具体的には、地域の産業創出や雇用確保等の地域活性化につながる形での導入を進めることや、地元住民の理解を得て地域との調整を図っていくことなどにおいては、地方公共団体の役割が極めて重要である。</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	
		② 上記以外の税目	固定資産税:外(地方税:42)
3	要望区分等の別		【延長】 【主管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》 対象施設に係る課税標準となるべき価格に特例率(1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)を乗じて得た額を課税標準とする。</p> <p>《要望の内容》 本制度の適用期間の2年間の延長</p> <p>《関係条項》 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項第1号</p>
5	担当部局		経済産業省産業技術環境局環境管理推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間		<p>評価実施時期:令和5年8月</p> <p>分析対象期間:令和2年度～令和7年度</p>
7	創設年度及び改正経緯		<p>昭和35年度 創設</p> <p>昭和51年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなり、2年ごとの適用期限の延長を行うようになる</p> <p>平成8年度 非課税から移行(非課税→1/6)</p> <p>平成22年度 軽減税率引下げ(1/6→1/3)</p> <p>平成26年度 軽減税率1/3を廃止し、地域決定型地方税特例措置を導入(特例率:1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)</p> <p>平成30年度 軽減税率の引下げ(特例率を「1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合」に変更)。パーク装置を適用対象から除外。</p> <p>令和2年度 脱有機酸装置及び脱フェノール装置を適用対象から除外。電気供給業を営む者が取得し電気供給業の用に供する施設を適用対象から除外。</p> <p>令和4年度 対象事業者を暫定排水基準が適用される業種に限定。</p>
8	適用又は延長期間		2年間(令和6年4月1日～令和8年3月31日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 水質分野においてはこれまで、水質総量削減や排水規制、地下水汚染防止規制への対応、環境負荷物質に係る新たな知見に基づく環境規制の強化等、事業者の公害防止設備投資に係る負担が上昇しており、また、必要に応じこれら規制の見直し(暫定排水基準の見直し等)も進められている。 このような水質分野における環境規制の強化の動きに対応するため、</p>

			<p>企業の公害防止設備投資に係る税制上の優遇措置を行うことで、事業者の水質汚濁防止対策に対する取組を支援し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図ることが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)第11条 「政府は、環境の保全に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない」</p> <p>○水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)第25条 「国は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に資するため、特定事業場における汚水等の処理施設の設置又は改善につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。」</p> <p>○第5次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 「政府は、環境基本計画に掲げられた各種施策を実施するため、施策の有効性を検証しつつ、必要な制度の整備、財政上の措置その他の措置を講じる。」</p>														
		② 政策体系における政策目的の位置付け	3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及														
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>環境基本法に基づく環境基準の達成・維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。具体的には、水質汚濁防止法における暫定排水基準が適用されている業種に対して適正な排水処理を促し、全業種で一般排水基準を遵守することにより、公共用水域における水質環境基準の達成・維持を目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>環境基本法に基づく環境基準の達成率について、生活環境項目のBOD、CODについては、昭和50年頃の環境基準達成率55%程度と比較して、令和3年度の環境基準達成率は全体で88.3%(前回要望時(令和元年度。以下同じ):89.2%)と高い水準を維持しており、引き続き、この状況を維持・改善していくことが求められている。</p> <p>なお、平成13年以降、水質汚濁防止法による一般排水基準が追加・強化された際に暫定排水基準が適用されていたのべ78業種のうち、67業種が一般排水基準に移行しており、一定の成果が見られる。</p>														
10	有効性等	① 適用数	<p>(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>1,380</td> <td>1,138</td> <td>764</td> <td>678</td> <td>601</td> <td>601</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)経済産業省推計 適用数は、概ね過去10年の変動の範囲内で推移。広範な業種で資産取得が行われている。</p>	年度 区分	令和2	3	4	5	6	7	適用件数	1,380	1,138	764	678	601	601
年度 区分	令和2	3	4	5	6	7											
適用件数	1,380	1,138	764	678	601	601											
		② 適用額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>16,735</td> <td>15,436</td> <td>5,004</td> <td>4,220</td> <td>3,559</td> <td>3,559</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)経済産業省推計 適用数は、概ね過去10年の変動の範囲内で推移。広範な業種で資産取得が行われている。</p>	年度 区分	令和2	3	4	5	6	7	適用額	16,735	15,436	5,004	4,220	3,559	3,559
年度 区分	令和2	3	4	5	6	7											
適用額	16,735	15,436	5,004	4,220	3,559	3,559											

		③ 減収額	(単位:百万円)																																															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産税</td> <td>270</td> <td>259</td> <td>192</td> <td>127</td> <td>84</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	令和2	3	4	5	6	7	固定資産税	270	259	192	127	84	84																																	
		年度 区分	令和2	3	4	5	6	7																																										
		固定資産税	270	259	192	127	84	84																																										
	<p>特例率は1/2とし、減価率を0.369として、下記の式より算出。 減収額＝適用額×(1－減価率/2)×(1－特例率)</p>																																																	
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境基準達成率(全体)</td> <td>88.8</td> <td>88.3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境基準達成率(河川)</td> <td>93.5</td> <td>93.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境基準達成率(海域)</td> <td>80.7</td> <td>78.6</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境基準達成率(湖沼)</td> <td>49.7</td> <td>53.6</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)環境省調べ 環境基本法に基づく環境基準の達成率について、生活環境項目のBOD、CODについては、昭和50年頃の環境基準達成率55%程度と比較して、令和3年度の環境基準達成率は全体で88.38%(前回要望時(令和元年度。以下同じ):89.2%)と高い水準を維持しており、引き続き、この状況を維持・改善していくことが求められている。 なお、閉鎖性水域の環境基準達成率については、全体水準よりも依然として低い状況となっているものの、河川については93.5%、海域(全体)については80.7%と高い水準を維持している。(前回要求時:河川94.1%、海域80.5%)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 (単位:件、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>1,380</td> <td>1,138</td> <td>764</td> <td>678</td> <td>601</td> <td>601</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)経済産業省調べ 令和2～令和7年度の適用件数は平均860件となっており、幅広い業界において公害防止設備の導入が進められている。</p>	年度 区分	令和2	3	4	5	6	7	環境基準達成率(全体)	88.8	88.3	—	—	—	—	環境基準達成率(河川)	93.5	93.1	—	—	—	—	環境基準達成率(海域)	80.7	78.6	—	—	—	—	環境基準達成率(湖沼)	49.7	53.6	—	—	—	—	年度 区分	令和2	3	4	5	6	7	適用件数	1,380	1,138	764	678	601	601
年度 区分	令和2	3	4	5	6	7																																												
環境基準達成率(全体)	88.8	88.3	—	—	—	—																																												
環境基準達成率(河川)	93.5	93.1	—	—	—	—																																												
環境基準達成率(海域)	80.7	78.6	—	—	—	—																																												
環境基準達成率(湖沼)	49.7	53.6	—	—	—	—																																												
年度 区分	令和2	3	4	5	6	7																																												
適用件数	1,380	1,138	764	678	601	601																																												
⑤ 税収減を是認する理由等	<p>水質分野の環境基準について、生活環境項目のBOD、CODについては昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったものの、令和3年度の環境基準達成率は88.3%となっており、水質環境の改善が行われてきた。</p>																																																	
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>環境対策設備の導入は事業者が取り組むべき課題の一つであるものの、環境規制は年々厳しくなっており、その都度、事業者には設備導入等の負荷がかかる側面がある。 加えて環境対策設備の導入は幅広い業種に求められており、かつ、非収益設備であることから、環境規制の円滑な施行の観点から、税制優遇による措置が必要である。</p>																																																

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>財政投融資:(株)日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」</p> <p>概要: 中小企業事業者が水質汚濁防止等に係る施設整備を行う場合に特別利率による融資を受けることができる。(貸付限度: 中小企業事業 7 億 2 千万円以内、国民生活事業 7200 万円以内、貸付期間: 20 年以内)</p> <p>財政投融資は、中小企業が公害防止設備の導入や PCB 廃棄物の処理等を実施するために必要な資金を円滑に調達できるようにするための制度となっている。</p> <p>一方の本税制は、上記融資制度の対象となっていない中堅企業等を含めた幅広い範囲の企業が公害防止設備の導入した際のランニングコストの低減に寄与するものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>水質汚濁防止法において、地方公共団体は水質総量削減計画の策定や排水基準の上乗せ条例を定めることができ、地方公共団体においても、地域の実情に応じた水質汚濁防止対策が求められている。</p>
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 3 年 8 月